

## タイトル 農地流動化特別対策

JA名 JA道央

|                 |  |
|-----------------|--|
| 1 動機<br>(経緯)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当JAは平成13年2月、5JAの合併により発足しましたが、合併当初は農地買受を行う組合員に対してのJA低利資金メニューがなく、組合員からの強い要望があったこと、農地流動化が停滞していたことから、平成14年7月新規にプロパー資金による「農地取得資金」を創設しました。</li> <li>・その後、離農予定先等の早期の農地流動化に向け、営農部門と金融部門が一体となった取組促進を図ることを目的とし、平成15年11月に「農地流動化特別対策委員会」を立ち上げ、上記「農地取得資金」取扱にかかる優遇措置としての新たな基準設定を行い、農地流動化促進の取組みを強化することとしました。</li> </ul>               |
| 2 概要            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「農地流動化特別対策委員会」においては、本所金融部・営農振興部の支援のもと各基幹支店・営農センターにおいて農地流動化に向けた農地買受先の情報収集等を実施しています。</li> <li>・実績管理については、年2回の農地流動化対策委員会（常勤・非常勤理事及びJA担当部長等で構成）の中で、対策先毎に進捗状況の確認、今後の取組み方針の協議を実施しているほか、前段として各基幹支店地区単位での委員会も実施しています。</li> <li>・本対策による農地買受先に対しては、経営支援の一環として、最長期間を35年とする長期低利での資金対応を実施しており、農地取得費用に加えて既存債務の借換も実施しています。</li> </ul> |
| 3 成果<br>(効果)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初農地流動化促進候補先37先が現行20先まで減少しており、農地流動化の促進支援策として有効な取進めとなっています。</li> <li>・また、不耕作地の拡大防止、担い手への農地集積、農地買受先への金融支援による経営改善など、多岐にわたる効果が見受けられます。</li> </ul>  |
| 4 今後の<br>予定(課題) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・流動化先の農地について、透排水(暗渠・明渠)整備不良、山間部に位置する農地など土地条件が非常に悪く、長期間に渡って流動化されない農地もあり、今後これらに対する何らかの対策が必要です。</li> </ul>   |